

徳島県告示第百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者を地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の二十第一号及び第二号に定めるもの以外の歳入等の指定納付受託者として指定したので、同法第二百三十一条の二の三第二項の規定により告示する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	令和八年一月五日
ブリングシステム株式会社	同 内幸町一丁目二番二号	同